

建設業における時間外労働の上限規制の適用 について協力依頼を行いました

令和5年8月24日



左) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城労働基準協会連合会
佐川専務理事

茨城労働局では、令和6年4月1日から建設の事業における時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、一般社団法人茨城労働基準協会連合会に対し、円滑な適用に向けた周知について協力を依頼しました。

建設業に従事する労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定など個々の事業主の努力だけでは解決できない課題もあることから、労働者の長時間労働の改善を図るには労働基準協会会員を含む民間工事発注者や建設業関係者の協力が必要です。

茨城労働局では、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部などの関係機関と連携し、時間外労働の上限規制の適用並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行っています。

建設事業者が時間外労働の上限を遵守することができるよう適正な工期の確保などにご協力をお願いいたします。

【担当部署・連絡先】 茨城労働局監督課 TEL:029-224-6214